報告第23号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

專 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分する。

令和元年7月8日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

和解について

公園施設の破損被害に係る事案に関し、次のとおり和解する。

- 事案発生の日時
 平成31年3月11日及び同月17日
- 2 事案発生の場所吾妻公園(つくば市吾妻二丁目13番地5)手代木公園(つくば市松代五丁目11番地)松代公園(つくば市松代三丁目2番地)
- 3 相手方1
 - (1) 住所 茨城県守谷市
 - (2) 氏名

相手方2

- (1) 住所 茨城県つくばみらい市
- (2) 氏名

4 事案の概要

つくば市が管理する公園施設において、相手方1及び相手方2が、平成31年3月11日に吾妻公園内の多目的トイレ(網入りガラス2枚・コーキング一式・車椅子マーク1枚)、平成31年3月17日に手代木公園管理事務所の窓ガラス(透明縦線ワイヤーガラス2枚)、松代公園の多目的トイレ(紙巻器2個)を破損した。

5 和解の概要

本件事案に関する弁償としての金74,600円につき、その半額37,300円を相手方1より令和元年5月15日付けで受領し、その半額37,300円を相手方2より令和元年5月13日付けで受領したことから、つくば市は、相手方1及び相手方2に対し、家庭裁判所に対して厳しい処分を求めない。

つくば市、相手方1及び相手方2は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの 債権債務のないことを確認する。